

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 45 号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年岩手県規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 委託事務処理機関は、前項の貸付申請書の提出があったときは、速やかに当該貸付申請書を申請者の住所地を所管する<u>地方振興局長</u>に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>地方振興局長</u>は、前項の貸付申請書の送付があったときは、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該貸付申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる資料等を添えて、知事に送付しなければならない。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由により貸付申請書を委託事務処理機関を経由して提出することが困難であるときは、直接又は<u>所管地方振興局長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、県信漁連及び<u>所管地方振興局長</u>（県信漁連を経由して貸付申請書を受理した場合にあっては、県信漁連及び<u>所管地方振興局長</u>）に通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p> <p>(支払猶予の決定)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、県信漁連及び<u>所管地方振興局長</u>（県信漁連を経由して貸付申請書を受理した場合にあっては、県信漁連及び<u>所管地方振興局長</u>）に通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p>	<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 委託事務処理機関は、前項の貸付申請書の提出があったときは、速やかに当該貸付申請書を申請者の住所地を所管する<u>広域振興局又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>局長</u>は、前項の貸付申請書の送付があったときは、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該貸付申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる資料等を添えて、知事に送付しなければならない。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由により貸付申請書を委託事務処理機関を経由して提出することが困難であるときは、直接又は<u>所管する局長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、県信漁連及び<u>所管する局長</u>（県信漁連を経由して貸付申請書を受理した場合にあっては、県信漁連及び<u>所管する局長</u>）に通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p> <p>(支払猶予の決定)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、県信漁連及び<u>所管する局長</u>（県信漁連を経由して貸付申請書を受理した場合にあっては、県信漁連及び<u>所管する局長</u>）に通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。</p>

様式第1号（第6条関係）

[略]

沿岸漁業改善資金貸付申請書

[略]

委託事務処理機関名		年 月 日
受理 <u>地方振興局</u> 名		年 月 日

[略]

様式第2号（その5）（第6条関係）

事業計画書（生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金）

1～3 [略]

4 水産業改良普及員の意見

地方振興局水産部長
担当 <u>水産業改良普及員</u> 氏名 氏 名 印

様式第2号（その6）（第6条関係）

事業計画書（婦人・高齢者活動資金）

1～3 [略]

4 水産業改良普及員の意見

地方振興局水産部長
担当 <u>水産業改良普及員</u> 氏名 氏 名 印

様式第1号（第6条関係）

[略]

沿岸漁業改善資金貸付申請書

[略]

委託事務処理機関名		年 月 日
受理 <u>広域（地方）振興局</u> 名		年 月 日

[略]

様式第2号（その5）（第6条関係）

事業計画書（生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金）

1～3 [略]

4 水産業普及指導員等の意見

担当 <u>水産業普及指導員</u> 氏名	振興局 部長
<u>（担当農政（林）部職員氏名）</u>	氏 名 印

様式第2号（その6）（第6条関係）

事業計画書（婦人・高齢者活動資金）

1～3 [略]

4 水産業普及指導員等の意見

担当 <u>水産業普及指導員</u> 氏名	振興局 部長
<u>（担当農政（林）部職員氏名）</u>	氏 名 印

別表第1（第2条、第4条、第9条関係）

資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
経営改善資金	[略]		
燃料油消費節減機器等設置資金 [略]	1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用	1,300万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合には1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円）	[略]
[略]	[略]		
漁具損壊防止機器等購入資金 [略]	[略]		
[略]			

別表第1（第2条、第4条、第9条関係）

資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
経営改善資金	[略]		
燃料油消費節減機器等設置資金 [略]	1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 <u>発光ダイオード式集魚灯の設置費用</u>	1,300万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合には1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、 <u>発光ダイオード式集魚灯を設置する場合には1セットにつき1,300万円</u> ）	[略]
[略]	[略]		
漁具損壊防止機器等購入資金 [略]	[略]		
大型クラゲ混獲防止漁具設置資金 大型クラゲの定置網への入網防止及び入網した大型クラゲの分離に係る改良網の設置に必要な資金	<u>改良網の設置費用</u>	500万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
[略]			

別表第2（第9条関係）

貸付条件	区 分	添付書類
1 機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の検査に合格すること又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号） <u>第65条の3</u> の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	[略]	
	[略]	船舶安全法施行規則 <u>第65条の3</u> <u>第4項</u> の書面
2・3 [略]		

別表第2（第9条関係）

貸付条件	区 分	添付書類
1 機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の検査に合格すること又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号） <u>第65条の6</u> の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	[略]	
	[略]	船舶安全法施行規則 <u>第65条の6</u> <u>第4項</u> の書面
2・3 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、公布の日から施行する。